

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地においては備忘価額1円としています。
 - イ 昭和60年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- ② 無形固定資産……………原則として取得原価
ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。
 - 取得原価が判明しているもの……………取得原価
 - 取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（移動平均法）
- ② 満期保有目的以外の有価証券
 - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格に基づく時価法
 - イ 市場価格のないもの……………取得原価
- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格に基づく時価法
 - イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
- ③ リース資産
 - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
 - イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金
市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。
- ② 徴収不能引当金
未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
- ③ 退職手当引当金
期末自己都合要支給額を計上しています。
- ④ 賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の負担に属する額を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法により計上しています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物をいいます。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。ただし、水道・下水道事業会計は出納整理期間を含みません。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計処理の原則または手続の変更

(2) 表示方法の変更

(3) 全体資金収支計算書における資金の範囲の変更

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

(2) 組織・機構の大幅な変更

(3) 地方財政制度の大幅な改正

(4) 重大な災害等の発生

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体（会計）名：国保中央病院組合

履行すべき額が確定していない損失補償債務等 貸借対照表未計上額：133,759千円

団体（会計）名：まほろば環境衛生組合

履行すべき額が確定していない損失補償債務等 貸借対照表未計上額：549,413千円

団体（会計）名：奈良県広域消防組合

履行すべき額が確定していない損失補償債務等 貸借対照表未計上額：123,058千円

(2) 係争中の訴訟等

5 追加情報（財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項）

(1) 連結対象団体について

全体会計財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

墓地事業特別会計

用地取得事業特別会計

学校給食特別会計

国民健康保険特別会計

介護保険特別会計

後期高齢者医療特別会計

水道事業会計

下水道事業会計

※水道・下水道事業会計は税抜経理による合算をしています。

(2) 出納整理期間について

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示金額単位

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

6 追加情報（全体貸借対照表に係るもの）

(1) 売却可能資産